○復興庁告示第四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月二十一日付けで認定した復興推進計画（磐梯町復興推進計画（認定番号福島第九号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月二十一日付けで認定した復興推進計画（磐梯町復興推進計画（認定番号福島第九号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三井住友銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○復興庁告示第六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月二十一日付けで認定した復興推進計画（磐梯町復興推進計画（認定番号福島第九号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社商工組合中央金庫
二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○復興庁告示第七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月二十一日付けで認定した復興推進計画（磐梯町復興推進計画（認定番号福島第九号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月二十一日付けで認定した復興推進計画（磐梯町復興推進計画（認定番号福島第九号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東京都民銀行
二　住所　東京都港区六本木二丁目三番十一号

○復興庁告示第九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（三春町復興推進計画（認定番号福島第十五号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行
二　住所　東京都千代田区内幸町一丁目一番五号

○復興庁告示第十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（三春町復興推進計画（認定番号福島第十五号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（鏡石町復興推進計画（認定番号福島第十四号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行
二　住所　東京都千代田区内幸町一丁目一番五号

○復興庁告示第十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（鏡石町復興推進計画（認定番号福島第十四号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（鏡石町復興推進計画（認定番号福島第十四号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第十号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第十号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第十号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほコーポレート銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

○復興庁告示第十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第十号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三井住友銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○復興庁告示第十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第十号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第十号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第二十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第十一号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東京都民銀行
二　住所　東京都港区六本木二丁目三番十一号